

給付年金コーナー

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き学生納付特例制度承認を希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

※また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少のため納付が困難な方は臨時特例措置として申請が可能ですのでお問い合わせください。

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方はこのハガキに必要な事項を記入し返送いただくことで令和3年度の申請が出来ます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。) ※なお、令和3年度は保険料の納付を希望される場合は、納付書を作成し送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所までお問い合わせください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

令和3年度新社会人献血キャンペーン実施中!

社会人になった記念に献血をしよう!

埼玉県と埼玉県赤十字血液センターは、今春社会人になった方を対象に4月から6月まで「新社会人献血キャンペーン」を実施しています。

新社会人の方が県内献血会場で献血を申し込んでいただくと、埼玉県限定デザインの「3WAYアイマスク」を差し上げます!(なくなり次第終了)

社会人になった記念に、社会貢献の一つである献血にチャレンジしてみませんか?

対象 令和3年度に新社会人となったかた(献血可能年齢である16歳以上のかた)

日時 4月1日(木)~6月30日(水)

問合せ 県薬務課 ☎048・830・3635

4月の納期

●介護保険料

■特別徴収(第1期分) 今月支給される年金から天引きされます。

※4月からの特別徴収(年金天引き)開始

令和2年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和3年度の介護保険料を4月の年金から特別徴収(年金からの天引き)で納付していただく方に、令和3年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

■普通徴収(随時第2期分)

●後期高齢者医療保険料

■特別徴収(第1期分) 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収(随時第2期分)

納期限は4月30日(金)です。口座振替の場合は4月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123